

第百六十四号議案

東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和八年九月十八日

提 出 者    東京都知事    小    池    百    合    子

東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例  
東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年東京都条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

第十一条の二の次に次の一条を加える。

（児童対象性暴力等の防止等）

第十一条の三 児童福祉施設（助産施設、児童厚生施設（児童館を除く。）、児童発達支援センター、児童家庭支援センター及び里親支援センターを除く。）の設置者は、法第四十五条第七項において準用する法第二十一条の五の十八第四項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和六年法律第六十九号）第二条第二項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に児童を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（児童と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該児童に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第四条第一項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

附 則

この条例は、令和八年十二月二十五日から施行する。

（提案理由）

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和六年法律第六十九号）等の施行による児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）等の改正に伴い、児童対象性暴力等の防止等に係る規定を設ける必要がある。